

奈良市公報

第23号

令和2年4月1日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告 示

| 月 日 | 番号 | 件 名 | 主 管 |
|------|-----|-----------------------------------|----------|
| 3 1 | 95 | 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 | 資産税課 |
| 3 1 | 96 | 予防接種の実施の一部改正 | 健康増進課 |
| 3 2 | 97 | 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定 | 介護福祉課 |
| 3 3 | 98 | 放置自転車等の保管 | 環境政策課 |
| 3 3 | 99 | 住居番号の設定 | 市民課 |
| 3 4 | 100 | 開発行為に関する工事の完了 | 開発指導課 |
| 3 4 | 101 | 開発行為に関する工事の完了 | 開発指導課 |
| 3 9 | 102 | 放置自転車等の保管 | 環境政策課 |
| 3 9 | 103 | 放置自転車等の保管 | 環境政策課 |
| 3 9 | 104 | 奈良市公報号外第15号に掲載 | 保育所・幼稚園課 |
| 3 10 | 105 | 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出 | 保護第一・第二課 |
| 3 10 | 106 | 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定 | 保護第一・第二課 |
| 3 10 | 107 | 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定 | 障がい福祉課 |
| 3 10 | 108 | 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止 | 障がい福祉課 |
| 3 10 | 109 | 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定(更新) | 障がい福祉課 |
| 3 10 | 110 | 道路の位置指定 | 建築指導課 |
| 3 10 | 111 | 住民票の職権消除 | 市民課 |
| 3 11 | 112 | 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出 | 地域づくり推進課 |
| 3 11 | 113 | 個人市民税の申告期限の延長 | 市民税課 |
| 3 12 | 114 | 督促状の公示送達 | 納税課 |
| 3 12 | 115 | 特定計量器の定期検査の実施 | 産業政策課 |
| 3 12 | 116 | 狂犬病予防法の規定による飼育者不明の犬の収容 | 保健衛生課 |
| 3 13 | 117 | 放置自転車等の保管 | 環境政策課 |

| | | | | |
|---------------|----|-----|----------------------|--------|
| 3 | 13 | 118 | 観光案内所の開館時間の変更 | 観光戦略課 |
| 3 | 13 | 119 | 道路の位置指定 | 建築指導課 |
| 3 | 13 | 120 | 街区の区域等の変更 | 市民課 |
| 公 営 企 業 | | | | |
| 月 | 日 | 番号 | 件 名 | 主 管 |
| 3 | 2 | 6 | 公共下水道の供用及び下水の処理の開始 | 下水道事業課 |
| 3 | 9 | 7 | 奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定 | 給排水課 |
| 3 | 9 | 8 | 奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定 | 給排水課 |
| 3 | 12 | 9 | 奈良市公報号外第15号に掲載 | 経営企画課 |
| 消 防 局 | | | | |
| 月 | 日 | 番号 | 件 名 | 主 管 |
| 3 | 9 | 1 | 消防法第17条違反に対する命令 | 予防課 |
| 教 育 委 員 会 | | | | |
| 月 | 日 | 番号 | 件 名 | 主 管 |
| 3 | 1 | 4 | 臨時教育委員会の開催 | 教育政策課 |
| 3 | 4 | 5 | 臨時教育委員会の開催 | 教育政策課 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 | | | | |
| 月 | 日 | 番号 | 件 名 | |
| 3 | 2 | 2 | 選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 | |
| 農 業 委 員 会 | | | | |
| 月 | 日 | 番号 | 件 名 | |
| 3 | 6 | 3 | 農業委員会総会の招集 | |

告 示

奈良市告示第95号

令和2年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について、縦覧の場所及び縦覧の期間等を、地方税法（昭和25年法律第226号）第416条3項及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第85条第2項の規定により公示します。

令和2年3月1日

奈良市長 仲川元庸

1 縦覧の場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 東棟2階 資産税課

2 縦覧の期間

令和2年4月1日から令和2年4月30日まで

ただし、土曜日、日曜日及び休日は除く。

3 縦覧の時間

午前9時から午後5時まで

奈良市告示第 96 号

平成31年奈良市告示第 186 号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

令和2年3月1日

奈良市長 仲川 元庸

別紙2の表中

| | | | |
|---------|-------|------|---------|
| 楠原クリニック | 楠原 健嗣 | 小川町4 | 26-0026 |
|---------|-------|------|---------|

を

| | | | |
|---------|-------|------|---------|
| 楠原クリニック | 楠原 隆義 | 小川町4 | 26-0026 |
|---------|-------|------|---------|

に改める。

別紙3の表中

| | | | | | |
|-------|----------|---------------------|--------------|---|---|
| 秦医院 | 631-0823 | 奈良県奈良市西大寺国見町2-1-13 | 0742-45-0822 | ○ | ○ |
| 花本診療所 | 631-0006 | 奈良県奈良市西登美ヶ丘3丁目18番3号 | 0742-46-0731 | ○ | ○ |

を

| | | | | | |
|-----|----------|---------------------|--------------|---|---|
| 秦医院 | 631-0823 | 奈良県奈良市西大寺国見町二丁目1-13 | 0742-45-0822 | ○ | ○ |
|-----|----------|---------------------|--------------|---|---|

に改める。

奈良市告示第97号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号の規定により公示する。

令和 2年 3月 2日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定年月日 令和 2年 3月 1日

| 事業所番号 | サービスの種類 | 事業者 | | 事業所 | |
|------------|---------|---------------------|------------------------------|-----------------|----------------|
| | | 名称 | 住所 | 名称 | 住所 |
| 2970108334 | 通所介護 | 株式会社けいはんなヘルパーステーション | 奈良市二名三丁目952-1 | デイサービス和 | 奈良市中山町西3-204-1 |
| 2970108342 | 通所介護 | 株式会社けいはんなヘルパーステーション | 奈良市二名三丁目952-1 | 春デイサービス | 奈良市北市町89-2 |
| 2970108359 | 訪問介護 | 株式会社リールステージ | 奈良市大宮町五丁目3番地14 不動ビル4階406号 | リールヘルパーステーション都祁 | 奈良市都祁白石町1178 |

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年 3月 3日

奈良市長 仲川 元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年3月3日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺、近鉄菖蒲池駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第99号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和 2年 3月 3日

奈良市長 仲川 元庸

| 住居番号をつけた建造物の表示 | | |
|------------------|----------------|----------------|
| 学園南一丁目1番4号 | 中登美ヶ丘六丁目21番14号 | 疋田町三丁目3番1-1号 |
| 西大寺北町一丁目7番12-室番号 | 中登美ヶ丘六丁目23番36号 | 疋田町三丁目3番1-2号 |
| 五条畑一丁目32番10号 | 中登美ヶ丘六丁目23番35号 | 疋田町三丁目3番1-3号 |
| 大安寺二丁目11番6-2号 | 中登美ヶ丘六丁目23番33号 | 疋田町三丁目3番1-4号 |
| 秋篠早月町1番6-2号 | 学園南三丁目15番7-5号 | 疋田町三丁目3番1-5号 |
| 四条大路一丁目15番6号 | 西大寺新町二丁目4番13号 | 疋田町三丁目3番1-6号 |
| 四条大路三丁目2番28号 | 登美ヶ丘三丁目9番3号 | 疋田町三丁目3番1-7号 |
| 富雄元町四丁目12番16号 | 大安寺二丁目11番6-3号 | 疋田町三丁目2番38号 |
| 藤ノ木台三丁目25番10号 | 百楽園三丁目5番7号 | 藤ノ木台三丁目14番19号 |
| 西大寺竜王町一丁目5番35号 | 秋篠三和町二丁目8番10号 | 富雄泉ヶ丘14番21号 |
| 西大寺竜王町一丁目5番38号 | 平松三丁目10番24号 | 東登美ヶ丘四丁目20番75号 |
| 西登美ヶ丘八丁目4番35号 | 富雄泉ヶ丘28番18号 | 四条大路一丁目13番33号 |
| 四条大路南町27番1号 | 平松三丁目10番17号 | 登美ヶ丘五丁目2番10号 |
| 四条大路三丁目3番12-2号 | 五条畑一丁目12番1号 | |
| 平松三丁目10番14号 | 登美ヶ丘五丁目5番10号 | |
| 西大寺国見町二丁目11番16号 | 西登美ヶ丘八丁目12番4号 | |
| 西登美ヶ丘一丁目5番27号 | 登美ヶ丘六丁目10番7号 | |
| 三条大路三丁目1番5号 | 疋田町三丁目3番1-8号 | |
| 中登美ヶ丘六丁目21番15号 | 疋田町三丁目3番1-9号 | |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和2年3月4日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

令和元年12月24日 奈良市指令整開 第19A-25号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和2年3月4日 第1722号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市平松一丁目115番、116番2の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市平松一丁目27番13 出口 照夫

奈良市法蓮町410番地の2 株式会社 八重桜 代表取締役 西 勝康

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和2年3月4日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

令和元年9月25日 奈良市指令整開 第19A-16号

令和2年1月21日 奈良市指令整開 第19A-16-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和2年3月4日 第1721号

公共施設 令和2年3月4日 第849号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市中山町1390番

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市中山町1374番地

塚上 スエ子

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市中山町1390番の一部

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年 3月 9日

奈良市長 仲川 元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年3月8日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年 3 月 9 日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年3月9日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、近鉄高の原駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第 105号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2年3月10日

奈良市長 仲川元庸

| 指定介護機関 | | 廃止した施設又は 廃止した事業の種類 | 廃止年月日 |
|-----------------|------------------------|------------------------|---------------|
| 名称 | 所在地 | | |
| 開設者 | | 廃止した施設又は 廃止した事業の種類 | 廃止年月日 |
| 名称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| 春デイサービス | 奈良県奈良市北市町89-2 | 居宅 通所介護 通所型サービス（独自） | 令和2年 2月29日 |
| 有限会社春風 | 奈良県奈良市北市町89-2 | | |
| デイサービス和 | 奈良県奈良市中山町西三丁目 204-1 | 居宅 通所介護 通所型サービス（独自） | 令和2年 2月29日 |
| 有限会社ティ・エス 企画 | 奈良県奈良市北市町89-2 | | |
| ハーモニー ケアサービス | 奈良県奈良市南京終町二丁目 322-9 | 居宅 訪問介護 | 令和2年 4月30日 |
| 有限会社キョウワ | 京都府木津川市州見台八丁目 4-26 | | |

奈良市告示第106号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2年3月10日

奈良市長 仲川元庸

| 指定介護機関 | | 施設又は実施する事業の種類 | 指定年月日 |
|-------------------------|----------------------------------|------------------------|--------------|
| 名称 | 所在地 | | |
| 開設者 | | 施設又は実施する事業の種類 | 指定年月日 |
| 名称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| 春デイサービス | 奈良県奈良市北市町89-2 | 居宅 通所介護 通所型サービス（独自） | 令和2年 3月1日 |
| 株式会社けいはんな ヘルパーステーション | 奈良県奈良市二名三丁目 952-1 | | |
| デイサービス和 | 奈良県奈良市中山町西三丁目 204-1 | 居宅 通所介護 通所型サービス（独自） | 令和2年 3月1日 |
| 株式会社けいはんな ヘルパーステーション | 奈良県奈良市二名三丁目 952-1 | | |
| リールヘルパー ステーション都祁 | 奈良県奈良市都祁白石町 1178 | 居宅 訪問介護 訪問型サービス（独自） | 令和2年 3月1日 |
| 株式会社リール ステージ | 奈良県奈良市大宮町五丁目3番 地14 不動ビル4階406号 | | |

奈良市告示第107号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和2年3月10日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和2年3月1日

| 事業所番号 | 事業者 | | | 事業所 | | | サービス種類 |
|------------|--------------------------|----------|-------------------------|-------------|----------|-------------------|----------|
| | 名称 | 郵便番号 | 住所 | 名称 | 郵便番号 | 住所 | |
| 2910103148 | 一般社団法人奈良市手をつなぐ親の会・奈良美鹿の会 | 630-8222 | 奈良市餅飯殿町40番地 | ちいさな小枝 | 630-8343 | 奈良市椿井町10-2 | 就労継続支援A型 |
| 2910102991 | 合同会社BARNEY, S | 630-8115 | 奈良市大宮町六丁目3-29日宝阪奈ビル2-D1 | 訪問介護センターみどり | 630-8115 | 奈良市大宮町六丁目3-29-602 | 同行援護 |

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者を廃止したので、同法第 51 条第 2 号の規定に基づき告示する。

令和 2 年 3 月 10 日

奈良市長 仲川 元庸

1 廃止年月日 令和 2 年 2 月 20 日

| 事業所番号 | 事業者 | | | 事業所 | | | サービス種類 |
|------------|---------------------|----------|--|-----------------------------|----------|--|------------------------|
| | 名称 | 郵便番号 | 住所 | 名称 | 郵便番号 | 住所 | |
| 2910101803 | 株式会社 ハッピー ライフ | 630-8013 | 奈良市三条 大路一丁目 10 番 50 号 協栄ビル 201 号 | 障害福祉 サービス ハッピー ライフ | 630-8013 | 奈良市三条 大路一丁目 10 番 50 号 協栄ビル 201 号 | 居宅介護 重度訪問介護 行動援護 |

2 廃止年月日 令和 2 年 3 月 1 日

| 事業所番号 | 事業者 | | | 事業所 | | | サービス 種類 |
|------------|--------------------|----------|-----------------------------------|--------------|----------|-----------------------------------|------------|
| | 名称 | 郵便番号 | 住所 | 名称 | 郵便番号 | 住所 | |
| 2910102249 | 合同会社 しあわせ 工房 | 630-8357 | 奈良市杉ヶ 町 35-2 中 田ビル 101 号 | 生活介護 ヨロコボ | 630-8357 | 奈良市杉ヶ 町 35-2 中 田ビル 101 号 | 生活介護 |

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和2年3月10日

奈良市長 仲川 元 庸

1 指定更新年月日 令和2年3月1日

| 事業所番号 | 事業者 | | | 事業所 | | | サービス種類 | 指定有効期限 |
|------------|----------------|----------|----------------------|---------------|----------|-------------------------------|------------------------|------------|
| | 名称 | 郵便番号 | 住所 | 名称 | 郵便番号 | 住所 | | |
| 2910101779 | 株式会社 ai | 630-8133 | 奈良市 大安寺一丁目17-13 | 訪問介護ステーションリーベ | 630-8451 | 奈良市 北之庄町736番地の1 奈良事務機ビル本館 1F | 行動援護 | 令和8年 2月28日 |
| 2910102157 | 株式会社新高和 | 630-8238 | 奈良市 高天市町49番地 | 新高和介護サービス | 630-8238 | 奈良市 高天市町49番地 | 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 | 令和8年 2月28日 |
| 2910101829 | 社会福祉法人こまどり会 | 630-8042 | 奈良市 西ノ京町155番地1 | 喜藏庵 | 631-0052 | 奈良市 中町502-4 | 生活介護 | 令和8年 2月28日 |
| 2910102173 | 株式会社ライフケア・ビジョン | 533-0033 | 大阪市 東淀川区東中島一丁目18番22号 | ハッピースタッフ奈良新大宮 | 630-8115 | 奈良市 大宮町六丁目6番地の1 アルファコー ト204号室 | 居宅介護 重度訪問介護 | 令和8年 2月28日 |

奈良市告示第 110 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

令和2年3月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

| | |
|-------|---------------------------|
| 申請者住所 | 奈良市南紀寺町三丁目292番地の9 |
| 申請者氏名 | 株式会社エステートトラスト 代表取締役 田中 洋之 |
| 道路の位置 | 奈良市東九条町1178番11の一部 |
| 道路の幅員 | 最大5.02m 最小5.02m |
| 道路の延長 | 15.42m |
| 指定年月日 | 令和2年3月10日 |
| 指定番号 | 第R0116号 |

奈良市告示第111号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で消除したが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示する。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に奈良市長に対して審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができる。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできない。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

令和 2年 3月 10日

奈良市長 仲川 元庸

記

事件本人

省略

奈良市告示第 112号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により石木町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月11日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

| 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|----------------|----------------------|----------------------|
| 代表者の氏名 及び住所 | 今西 清修 奈良市石木町456番地 | 藤本 芳彦 奈良市石木町116番地 |

2 変更の年月日

令和2年3月1日

奈良市告示第113号

奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第7条第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は同条例に定める申告、申請、請求その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限のうち、令和2年度分の個人市民税の申告期限について、その期限を令和2年4月16日まで延長するため、同条第2項の規定に基づき公示する。

令和2年3月11日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市告示第114号

平成31年度市・県民税第1期分、第3期分、第4期分、平成31年度軽自動車税全期分、平成31年度固定資産税・都市計画税第1期分、第2期分及び第3期分の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

令和2年3月12日

奈良市長 仲川元庸

1 この督促状の発送年月日及び納期限

| 調定年度及び税目 | 期別 | 発送年月日 | 納期限 |
|-------------------|------|------------|------------|
| 平成31年度市・県民税 | 第1期分 | 令和元年7月19日 | 令和元年7月1日 |
| 平成31年度市・県民税 | 第3期分 | 令和元年11月20日 | 令和元年10月31日 |
| 平成31年度市・県民税 | 第4期分 | 令和2年2月20日 | 令和2年1月31日 |
| 平成31年度軽自動車税 | 全期分 | 令和元年6月20日 | 令和元年5月31日 |
| 平成31年度固定資産税・都市計画税 | 第1期分 | 令和元年5月27日 | 令和元年5月7日 |
| 平成31年度固定資産税・都市計画税 | 第1期分 | 令和元年6月20日 | 令和元年5月31日 |
| 平成31年度固定資産税・都市計画税 | 第2期分 | 令和元年8月20日 | 令和元年7月31日 |
| 平成31年度固定資産税・都市計画税 | 第3期分 | 令和元年12月20日 | 令和元年12月2日 |

2 この公示送達により変更した後の差押可能日

令和2年3月23日

3 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

奈良市告示第115号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の査を実施するので、同法第21条第2項の規定により次のとおり公示します。

令和2年3月12日

奈良市長 仲川 元庸

| 区 域 | 区 分 | 月 日（曜日） | 時 間 | 場 所 |
|---------------------|-----|--|----------------------------|-----------|
| 都祁地区 及び 月ヶ瀬地区 | 質量計 | 4月23日（木）から 4月27日（月）まで 但し、土・日を除く。 | 10:00～12:00 13:00～15:30 | 月ヶ瀬行政センター |
| | | 5月11日（月）から 5月12日（火）まで | 10:00～12:00 13:00～15:30 | 都祁行政センター |
| | | 5月13日（水）から 5月21日（木）まで 但し、土・日を除く。 | 10:00～15:30 | 質量計の所在場所 |

備考

表に定める検査期日及び検査場所において定期検査を受検しなかった特定計量器の検査は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日を除く日の午前9時から午後5時までの間に奈良市計量検査所（奈良市二条大路南一丁目1番1号）において行う。

奈良市告示第 116 号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項の規定により、下記のとおり飼育者不明の犬を収容しましたので、同法第6条第8項の規定により公示します。

令和2年3月12日

奈良市長 仲川 元庸

記

収容日時：令和2年3月10日 15時30分
場 所：春日野町
種 類：雑種犬
毛 色：うす茶
性 別：メス
推定年齢：3才
体 格：中
備 考：首輪なし

奈良市告示第117号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年3月13日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年3月13日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第 118 号

奈良市観光案内所規則（平成21年奈良市規則第60号）第6条第2項の規定により、次のとおり観光案内所の開館時間を変更します。

令和 2年3月13日

奈良市長 仲川元庸

2. 開館時間の変更

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの開館時間を次のとおりとする。

| 施設名 | 開館時間 |
|---------------|--------------|
| 奈良市観光センター | 午前9時から午後6時まで |
| 奈良市近鉄奈良駅観光案内所 | 午前9時から午後9時まで |

奈良市告示第 119 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

令和2年 3月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

| | |
|-------|-------------------------|
| 申請者住所 | 奈良市藤ノ木台四丁目6番20号 |
| 申請者氏名 | 株式会社 日本中央住販 代表取締役 谷手 善紀 |
| 道路の位置 | 奈良市川上町593番1の一部 |
| 道路の幅員 | 最大4.00m 最小4.00m |
| 道路の延長 | 17.11m |
| 指定年月日 | 令和2年 3月13日 |
| 指定番号 | 第R0118号 |

奈良市告示第 120 号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第2条の規定により、
街区の区域等を次のとおり変更します。

令和2年 3月 13日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更の年月日

令和2年 3月 23日

2 街区の区域

- ・北登美ヶ丘六丁目の一部（昭和63年3月1日住居表示実施）

別図1を別図2に示すとおり変更します。

17・18・19街区を17街区・18街区・19街区に分割

別図1及び別図2省略

公當企業

奈良市企業局告示第6号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり告示します。

その関係図書は、令和2年3月2日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課に備え置いて縦覧に供します。

令和2年3月2日

奈良市公営企業管理者 池田 修

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和2年3月16日

2-1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する場所

奈良市学園朝日元町一丁目、四条大路三丁目

2-2 公共下水道を整備し、供用を開始する場所

| 処 理 分 区 | 起 点 | 終 点 | 告示位置図No. |
|-----------|------------------|--------------|----------|
| 佐保川第7処理分区 | 学園朝日元町一丁目1897-20 | あやめ池北一丁目16-1 | ① |
| 大安寺第3処理分区 | 四条大路三丁目3-25 | 四条大路三丁目2-30 | ② |
| | | | |

3 公共汚水樹を設置し、供用を開始する場所

| 処 理 分 区 | 場 所 | 告示位置図No. |
|------------|-----------------------|----------|
| 佐保川第13処理分区 | 六条西三丁目1329-5 | ③ |
| 大安寺第1処理分区 | 芝辻町一丁目82-11 | ④ |
| 佐保川第7処理分区 | 敷島町一丁目546-114,546-115 | ⑤ |
| | | |

4 供用を開始する公共下水道の合流式及び分流式の別

合流式及び分流

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター

位置図省略

奈良市企業局告示第7号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）
第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程
第10条の規定により次のとおり公示します。

令和2年3月9日

奈良市公営企業管理者 池田 修

| 名 称 | 代表者氏名 | 所 在 地 | 指 定 日 |
|---------------------------------------|----------------|----------------------------|----------|
| 株式会社 K' s C o r p o r a t i o n | 代表取締役 北 村 仁 | 大阪府大阪市東淀川区東中島一 丁目17番18号 | 令和2年2月5日 |

奈良市企業局告示第8号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）
第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程
第10条の規定により次のとおり公示します。

令和2年3月9日

奈良市公営企業管理者 池田 修

| 名 称 | 代表者氏名 | 所 在 地 | 指 定 日 |
|--------------|-----------------|---------------------------|----------|
| 神栄総社株式会 社 | 代表取締役 今 西 幸子 | 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧 2565番地1 | 令和2年2月6日 |

消 防

奈良市消防局告示第 1 号

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の4第1項の規定により次のとおり命令をしたので、奈良市火災予防査察規程（平成19年奈良市消防局長訓令甲第8号）第32条第1項の規定により公示します。

令和2年3月9日

奈良市消防局長 西岡光治

対象物所在地 奈良市都祁南之庄町2番1
対象物名称 株式会社 共伸物流
命令を受けたもの 株式会社千葉 代表取締役 ブルックス真理子

上記対象物については、消防法第17条第1項違反と認めるので、消防法第17条の4第1項の規定に基づき、次のとおり命令します。

命令事項

- 1 令和2年6月9日までに、B棟及びC棟全体に屋内消火栓設備を設置すること。
（消防法第17条第1項、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第11条第1項第2号）
- 2 令和2年6月9日までに、B棟及びC棟全体に自動火災報知設備を設置すること。
（消防法第17条第1項、消防法施行令第21条第1項第4号）

教育委員会

奈良市教育委員会告示第4号

令和2年3月臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和2年3月1日

奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

1 日 時

令和2年3月2日（月）

午前9時から

2 場 所

奈良市役所 北棟2階 第16会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

（1） 新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る臨時休業について

傍聴受付は、開催日の午前8時から午前8時50分までで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

奈良市教育委員会告示第5号

令和2年3月臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和2年3月4日

奈良市教育委員会

教育長 中 室 雄 俊

1. 日 時

令和2年3月5日（木）

午後6時から

2. 場 所

奈良市役所 北棟3階 教育委員会室

3. 会議に付すべき事案

議事

議案第80号 奈良市教育委員会事務専決規程の一部改正について

議案第81号 令和2年4月県費負担教職員の人事について

傍聴受付は、開催日の午後5時から午後5時50分までで、教育政策課にて行います。定員は3名で、定員になり次第締切させていただきます。

選舉管理委員會

令和2年3月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

令和2年 3月 2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武志

| | |
|---------|-----------|
| 50分の1の数 | 6,051 人 |
| 6分の1の数 | 50,423 人 |
| 3分の1の数 | 100,846 人 |

農業委員会

奈良市農業委員会告示第3号

奈良市農業委員会令和2年3月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第3号)第2条第1項の規定により告示します。

令和2年3月6日

奈良市農業委員長 巽 一孝

1 日時

令和2年3月13日(金) 午後1時30分

2 場所

奈良市法華寺町264番地1
奈良市企業局4階 大会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (2) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- (2) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- (4) 農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第29条第1号に該当する転用の届出について(2月専決処理分)
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について(2月専決処理分)
- (4) 水田利用転換届出について(2月専決処理分)
- (4) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律第58号)第3条第3項の規定による特定農地貸付けの承認について
- (5) 知事許可について(2月許可分)